

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

第5準備書面（弁論要旨）

2025年1月28日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 諸 富 健



1 本件条例8条1項1号の「法令等」の解釈

住基ネット事件最高裁判決や「個人情報の保護に関する基本方針」において示されているように、高度に情報化した現代社会において、プライバシーを含む個人情報の保護は憲法13条に基づく基本的人権であると明確に位置付けるに至っているのが現在の到達点である。

したがって、個人情報についての目的外利用については、憲法13条が保障する基本的人権の制約であるという観点から取り扱われなければならない、奈良市個人情報保護条例8条1項1号の解釈にあたっては、その視点から限定的な解釈が求められる。

すなわち、①関係機関への個人情報の提供を認める立法趣旨が明らかで、②保護されるべき利益も明確で、提供される範囲も合理的なものに限っておこなわれることがその要件となる。

第5準備書面では、立法者らが個人情報保護法18条3項1号、27条1項1号の「法令に基づく場合」の例としてあげられてきた法令及び被告国、奈良市が参照すべきとする個人情報保護法69条1項の例としてあげられてきた法令について一覧表を添付したが、いずれも、具体的な事案に照らして、事実関係の調査、解明に必要な範囲で、個人情報の提供を認めるとするものがほとんどで、広く社会全体の利益に関する目的の規定ばかりである。

2 自衛隊法97条1項及び同施行令120条は「法令等」に該当しない
(法令の趣旨①について)

(1) 自衛隊法施行令120条の解釈

施行令120条は、地方公共団体の募集事務について定めた114条ないし119条の後に規定されている。これらは法定受託事務とされており、関与最小限度の原則が適用されるのであるから、施行令120条に基づく資料提出の求めも必要最小限度にとどめなければならぬ。

そうすると、施行令120条に基づく都道府県知事または市町村長に対する資料の提出の求めは、都道府県知事または市町村長における自衛隊員の募集事務の処理の状況について防衛大臣が調査・確認をするために行うものであると解すべきである。この点は、自衛隊法等の逐条解説である「口語防衛法」においても、同趣旨のことが述べられている。

自衛隊法が授権する施行規則の第3章「第3節 採用、昇任等」は、21条～27条の2において、採用（原則試験によること）について規定しており、同条以外に募集に関する定めは存在しない。さらに、「2等陸士、2等海士及び2等空士たる、自衛官の募集及

び採用に関する訓令は、募集業務や採用業務について詳細な実務規定を定めている。しかも、同訓令の第2条(1)では、「『募集業務』とは、募集に関する計画及び広報、志願受付、並びに試験を行うことをいう。」と定めており、自衛隊法や同法施行令にいう「募集」あるいは「募集に関する事務」も当然同じ意味で捉えられなければならない。

(2) 自衛隊法97条1項の授権の限界

医薬品のインターネット販売規制を定めた薬事法施行規則が薬事法に抵触しているかどうか争われた最高裁判決は、委任立法の適否を判断するについてはその規制の範囲や程度に応じた授権規定の明確性が重要となり得ることを明示的に述べた。また、その判断においては、立法過程における議論も斟酌することに言及している。

この判例に則して検討すると、自衛隊法97条1項は、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の内容について具体的に規定していない。同条項からの委任命令である施行令120条によってプライバシー権の保護対象となる個人情報を提供しようとするのであれば、授権法である自衛隊法97条1項にその旨が明確に規定される必要があるが、同条項にはプライバシー権を制約するような内容は一切ない。

また、自衛隊法97条1項は、住民基本台帳法制定時や住民基本台帳が原則非公開となった同法改正時を含めて、制定当初から現在に至るまで、一貫してプライバシー権を制約することなど一切想定していない。

したがって、自衛隊法97条1項を住民基本台帳法の例外規定と位置づけることは、同法が2006年改正によって個人情報保護の

観点から個人4情報を原則非公開とした趣旨に違反するというべきである。

被告らは、最判平成20年3月6日を持ち出して、自衛隊法施行令120条に基づく個人4情報の提供が自衛隊法97条1項の授権の範囲を超えるものとはいえないと主張するが、判決当時と異なり、SNSが高度に発達・普及し、デジタル化が急速に進んでいる現代において、個人4情報はもはや「人が生活社会を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報」とは到底言えない。

(3) 小括

自衛隊法施行令120条の解釈及び自衛隊法97条1項の授権の限界に鑑みれば、自衛隊法97条1項及び同施行令120条は奈良市個人情報保護条例8条1項にいう「法令等」に該当しないことは明白である。

3 本件における違憲・違法性

(1) 法令等の根拠がなく、違憲であること

これまで述べたとおり、自衛隊法97条1項は、条例8条1項1号の「法令等」に該当せず、被告奈良市がした自衛隊奈良地本への原告の住民4情報の提供は、法令に基づかない基本的人権の制約であり、憲法13条に違反し、違憲である。

(2) 必要な限度を超えた提供による違憲・違法であること

(必要な範囲(②)に関連して)

本件名簿提供の目的は奈良地本による募集業務にあるが、募集業務には出生の年月日や男女の別の情報は不要であり、その情報提供は明らかに比例原則に反する。

したがって、少なくとも募集対象者の出生の年月日や男女の別の情報を被告奈良市が提供して被告国が受領したことは違憲・違法である。

また、原告に届いた募集案内はがきには、「防衛大学校生」や「防衛医科大学校生」の案内が記載され、裏面にある資料請求のQRコードを読み取ると、奈良地本の「資料請求・お問い合わせページ」に飛ぶことができるが、この応募フォームから「防衛大学校生」や「防衛医科大学校生」の資料を取り寄せることができる。

被告国も認めているとおり、「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」は「自衛官又は自衛官候補生」に含まれない。被告らが本件名簿提供の根拠法令と主張する自衛隊法97条1項や同法施行令120条は「自衛官又は自衛官候補生の募集」について定めた規定であり、これらの規定に基づいて「防衛大学校生」や「防衛医科大学校生」の募集ができないことは明らかである。

したがって、「防衛大学校生」や「防衛医科大学校生」の案内を記載した本件募集案内はがきを原告に送付した被告国の行為は明らかに違法である。

以上